

平成30年度町民税・県民税の申告書の書き方

町・県民税の申告につきましては、毎年ご協力いただき厚くお礼申し上げます。さて、平成30年度町民税・県民税申告書を送付いたしますので、提出についてよろしくお願ひいたします。なお「申告書の書き方」の各項目の番号は、「申告書」の各項目の番号と対応していますので同じ番号のところをご覧ください。

佐用町役場 税務課

1. 収入金額・所得金額

①・② 事業所得（営業等・農業）【アおよび①、イおよび②】

事業所得のうち、「営業等所得」とは、卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、金融業、保険業、運輸業、サービス業（旅館、クリーニング、理髪、美容など）などのいわゆる営業から生ずる所得のほか、医師、弁護士、税理士、俳優、職業運動選手、外交員、大工、漁業などの職業から生ずる所得のことです。

事業所得のうち、「農業所得」とは、農産物の生産、果樹などの栽培、農家が兼営する家畜・家きんの肥育やわら工品、酪農品の生産などの事業の営業により生ずる所得をいいます。【収入金額-必要経費=事業所得の金額】

※ 添付書類：総収入金額及び必要経費の内訳を記載した「青色申告決算書」や「収支内訳書」（一般用または農業所得用）

③ 不動産所得【ウおよび③】

土地や建物、不動産の上に存する権利、船舶、航空機などの貸付から生ずる所得をいいます。【収入金額-必要経費=不動産所得の金額】※添付書類：総収入金額及び必要経費の内訳を記載した「青色申告決算書」や「収支内訳書」

⑤ 配当所得【オおよび⑤】

株主や出資者が法人から受ける配当や投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除きます。）や特定受益証券発行信託の収益の分配などの所得をいいます。配当所得で源泉分離課税の選択をしたものや、源泉分離課税とされているものは、源泉徴収だけで済まされます。それ以外については、他の所得と合算して課税することになっていますので申告する必要があります。【収入金額-株式などの元本取得のために要した負債の利子=配当所得の金額】

⑥ 給与所得【カおよび⑥】

俸給、給料、賃金、賞与、歳費やこれらの性質のある給与に係る所得をいいます。

【収入金額-給与所得控除金額=給与所得の金額】（計算式 別表1）

※添付書類：給与等の支払者から受領した、給与所得の源泉徴収票（原本）を添付

⑦ 雑所得【キ・クおよび⑦】

国民年金、厚生年金、共済年金や恩給などの公的年金や、原稿料、講演料、印税、放送出演料、賃金の利子、生命保険年金、互助年金などの他の所得に当たはまらない所得をいいます。

A [公的年金等の収入金額-公的年金等控除額]

B [Aを除く雑所得の収入金額-必要経費]

[A+B=雑所得の金額]（計算式 別表2）

※添付書類：公的年金等の支払者から受領した、公的年金等の源泉徴収票（原本）を添付

（別表1）給与所得の計算 申告書の「1収入金額」のカに「A」の金額を転記してください。

A 給与等の収入金額	円
Aの金額	給与所得
~650,999円	0円
651,000円~1,618,999円	A-650,000円
1,619,000円~1,619,999円	969,000円
1,620,000円~1,621,999円	970,000円
1,622,00円~1,623,999円	972,000円
1,624,000円~1,627,999円	974,000円
1,628,000円~1,799,999円	A÷4 (千円未満切捨て) B×2.4円
1,800,000円~3,599,999円	B×2.8-180,000円
3,600,000円~6,599,999円	B×3.2-540,000円
6,600,000円~9,999,999円	A×0.9-1,200,000円
10,000,000円~	A-2,200,000円

Aを上記の表にあてはめて、算出された給与所得の金額を申告書の「2所得金額」の⑥に転記してください。

（別表2）公的年金等（雑所得）の計算

A 公的年金等の収入金額	円	Aを下記の表にあてはめて、算出された公的年金等に係る金額を申告書の「2所得金額」の⑦に転記してください。 ただし、これ以外の雑所得がある場合には、それらの合計金額を転記します。
Aの金額	公的年金等の雑所得	
~700,000円	0円	
700,001円~1,299,999円	A-700,000円	
1,300,000円~4,099,999円	A×0.75-375,000円	
4,100,000円~7,699,999円	A×0.85-785,000円	
7,700,00円~	A×0.95-1,555,000円	

生昭 まれた 年 月 日 以後 に生 まれた 人	Aの金額	公的年金等の雑所得
	~1,200,000円	0円
	1,200,001円~3,299,999円	A-1,200,000円
	3,300,000円~4,099,999円	A×0.75-375,000円
	4,100,000円~7,699,999円	A×0.85-785,000円
	7,700,00円~	A×0.95-1,555,000円

⑧ 総合課税の譲渡所得【ケ・コおよび⑧】

機械やゴルフ会員権、船舶、特許権、漁業権、書画、骨董、貴金属などの資産の譲渡から生ずる所得をいいます。譲渡した資産を取得してから譲渡するまでの保有期間により、短期と長期に分けられます。[収入金額ー<取得費・譲渡費用>ー特別控除=譲渡所得の金額]

⑨ 所得金額の合計

所得金額の合計をおこなう場合、事業所得（営業等・農業）や不動産所得、山林所得、総合課税の譲渡所得の金額に赤字があるときは、その赤字を他の各種所得金額の黒字から控除します。

2. 所得から差し引かれる金額（所得控除）

⑩ 雜損控除

あなたや平成29年分の総所得金額が38万円以下の配偶者その他親族で生計を一にする方が、災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた場合、災害等に関連して止むを得ない支出をした場合（災害関連支出）に控除されます。[(損害金額)ー保険などで補填される金額ー総所得金額の1/10又は（災害関連支出額ー5万円）のいずれか多い金額=雑損控除額]

※必要書類：修繕費や除去した費用など災害関連支出の領収書、保険金など受け取った額のわかるもの。

⑪ 医療費控除

あなたや生計を一にする配偶者やその他の親族のために29年中に支払った医療費が一定の金額以上ある場合に控除されます。[支払った医療費ー保険等で補填される金額ー総所得金額の5/100相当額又は10万円のいずれか低い金額=医療費控除額（最高200万円）] ※添付書類：医療費控除の明細書または医療費領収書

また、平成29年分の申告から、セルフメディケーション税制が始まり、健康の保持増進及び疾病の予防に一定の取り組みを行っている人は、「スイッチOTC医薬品」購入費の医療費控除を受けることができます。[本人または生計が同じ親族が年間に支払った「スイッチOTC医薬品」購入費用のうち、12,000円を超える部分の金額=医療費控除額（限度額88,000円）]

※添付書類：セルフメディケーション税制の明細書、スイッチOTC医薬品の領収書、健康診断や予防接種などの領収書なお、従来の医療費控除とセルフメディケーション控除はどちらか一方しか受けられません。

⑫ 社会保険料控除

あなたや生計を一にする配偶者やその他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料などの社会保険料あなたが支払ったり、給与から差し引かれた保険料がある場合に控除されます。[社会保険料=社会保険料控除額] ※添付または提示書類：国民年金保険料及び国民年金基金の掛金について控除を受ける場合は、「社会保険（国民年金保険料）控除証明書」

⑬ 小規模企業共済等掛金控除

あなたが小規模企業共済法に基づく掛金（旧第2種共済掛金を除きます。）又は確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金若しくは地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合に控除されます。

[掛け金の金額=小規模企業共済等掛金控除] ※添付書類：支払った掛け金の証明書

⑭ 生命保険料控除

生命保険や生命共済などについて、あなたが支払った保険料がある場合に、「一般生命保険料」と「個人年金保険料」と「介護医療保険料」とのそれぞれの保険料を次の算式に当てはめ、個々に求めた金額の合計が控除されます。

保険料に旧契約（平成23年12月31日以前の契約分）と新契約（平成24年1月1日以降の契約分）の両方が含まれる場合は、両方とも申告することが可能ですが、「一般生命保険料」又は「個人年金保険料」それぞれ28,000円が控除上限額となります。[計算式 別表3] ※添付書類：支払額の証明書

（別表3）生命保険料控除の計算

保険料の種類	保険料の額（A）	控除額（B）	生命保険料控除の額
一般生命保険料	円	下表で求めた控除額	
個人年金保険料	円	下表で求めた控除額	「一般生命保険料」「個人年金保険料」「介護医療保険料」の控除額（B）の合計（最高70,000円）
介護医療保険料	円	下表で求めた控除額	

（別表3 下表）生命保険料控除の計算（一般・年金・介護医療）

新契約のみ適用の場合		旧契約のみ適用の場合		新旧両方を適用
保険料の金額	控除額	保険料の金額	控除額	控除額
12,000円以下	Aの全額	15,000円以下	全額	
12,001円～32,000円	A×1/2+6,000円	15,001円～40,000円	×1/2+7,500円	
32,001円～56,000円	A×1/4+14,000円	40,001円～70,000円	×1/4+17,500円	
56,001円～	一律28,000円	70,001円～	一律35,000円	

※介護医療保険料は、新契約のみ適用として計算します。

(別表4) 地震保険料控除の計算

⑯ 地震保険料控除

損害保険契約について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料又は旧長期損害保険料がある場合に、保険料に応じた金額が控除されます。

[計算式 別表4] ※添付書類：支払額の証明書

A 地震保険料	地震保険料の支払額×0.5(最高25,000円)
B 旧長期保険料	支払保険料の5,000円までの部分の全額と5,000円を超える部分の金額×0.5の合計額(最高10,000円)
A+B	FとGのそれぞれ計算した額の合計額(最高25,000円)

一契約に、AとB両方含まれる場合はいずれか一方のみ。

⑯ 寡婦(寡夫)控除

あなたが寡婦(寡夫)である場合の控除です。

寡婦とは：

- ① 夫と死別・離婚した後再婚していない方や夫が生死不明等の方で、扶養親族や平成29年分の総所得金額が38万円以下の生計を一にする子のある方。 [控除額26万円]
- ② ①に該当する方で、扶養親族である子があり、かつ平成29年分の合計所得金額が500万円以下の方。 [控除額30万円]
- ③ 夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明等の方で、平成29年分の総所得金額が500万円以下の方。 [控除額26万円]

寡夫とは：妻と死別・離婚した後再婚をしていない方や妻が生死不明などの方で、平成29年分の合計所得金額が500万円以下であり、かつ合計所得金額が38万円以下の生計を一にする子のある方。 [控除額26万円]

⑰ 勤労学生控除

あなたが勤労学生である場合に控除されます。なお、29年中の合計所得額が65万円より多い方や自分の勤労によらない所得が10万円より多い方はこの控除を受けることはできません。 [控除額26万円] ※各種学校や専修学校の生徒、職業訓練法人の認定職業訓練を受けている方はその学校や法人から交付されている証明書を添付してください。

⑰ 障害者控除

あなたや配偶者その他の扶養親族が障害者や特別障害者である場合に、所定の金額が控除されます。障害者とは、身体障害者手帳や戦傷者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方など精神や身体に障害がある方のことです。特別障害者とは、身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級または2級と記載のある方などで、障害者のうち特に重度の障害のあるかたのことです。また、介護保険認定者で「障害者控除認定書」を受領している方も控除が受けられます。 [普通障害者控除額26万円、特別障害者控除額30万円、同居特別障害者控除額53万円]

⑯ 配偶者控除

あなたに控除対象配偶者がある場合に、一定の額が控除されます。控除対象配偶者とはあなたと生計を一つにする配偶者で、平成29年中の合計所得金額が38万円以下である人です。老人控除対象配偶者とは、年齢が70歳以上の人のことです。※青色申告専従者や白色事業専従者とした人については、配偶者控除を受けることはできません。 [配偶者控除額33万円 (70歳以上の配偶者控除額38万円)]

(別表5) 配偶者特別控除額早見表

⑯ 配偶者特別控除

あなたの合計所得金額が、1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円を超えて76万円未満の場合には、その配偶者の合計所得金額に応じて所定の金額が控除されます。 [別表5 控除最高額33万円]

1. 配偶者の合計所得金額が760,000円以上である場合は、配偶者特別控除は受けられません。
2. 配偶者の合計所得金額が380,000円以下である場合には、控除対象配偶者に該当しますので配偶者控除額330,000円 (老人控除対象配偶者の場合は380,000円) が控除されます。

配偶者の合計所得金額	控除額
380,000円以下	0円
380,001円～449,999円	330,000円
450,000円～499,999円	310,000円
500,000円～549,999円	260,000円
550,000円～599,999円	210,000円
600,000円～649,999円	160,000円
650,000円～699,999円	110,000円
700,000円～749,999円	60,000円
750,000円～759,999円	30,000円
760,000円～	0円

⑯ 扶養控除

あなたに扶養親族がある場合には所定の金額が控除されます。

扶養親族とは、あなたと生計を一つにする親族、都道府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)、市町村長から養護を委託された老人のうち平成29年中の合計所得金額が38万円以下である人。

[扶養親族(16歳未満を除く)1人につき33万円。ただし、次の区分に応じた金額を控除します。]

1. 特定扶養親族：扶養親族のうち、平成7年1月2日から平成11年1月1日までの間に生まれた人(年齢が19歳以上23歳未満の人) [1人につき45万円]
2. 老人扶養親族：扶養親族のうち、昭和23年1月1日以前に生まれた人(年齢70歳以上の人) [1人につき38万円・同居している老人扶養親族45万円]

※ 年少扶養親族：町県民税の非課税限度額の算定等の際に使用するため、年齢16歳未満の扶養親族のある方は記入してください。